

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動に従事する操縦士の
特定操縦技能審査の有効期間満了時の取り扱いについて

1. 対象者

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機の操縦士

(注：自衛隊機の操縦者は、そもそも特定操縦技能審査（操縦技能証明）が不要)

2. 特定操縦技能審査に関する措置

2-1 平成 30 年 7 月 10 日より当面の間、1. の対象者のうち、操縦等可能期間

(直近の特定操縦技能審査等の合格から 2 年) を満了する者であって、救援活動を継続的に行う必要等により特定操縦技能審査を受けることが困難である者については、安全確保のための措置^(※)を講じることを前提に、航空法第 71 条の 3 第 2 項の許可を受けることで、当該期間満了後も、航空機の操縦等を行ってよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・十分な飛行経歴を有している、又は継続的に操縦を行っているなど、必要な操縦技量が維持されているものと考えられること
- ・操縦に当たっては、安全確保に十分に配慮することとしていること

2-2 上記の航空法第 71 条の 3 第 2 項の許可申請については、「特定操縦技能審査

実施要領（平成 24 年 3 月 29 日付、国空航第 799 号）」別紙第 6 によるところとするが、申請書に記載することが困難と考えられる事項（飛行日時・経路、同乗者氏名等）については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は電話等により仮の申請手続をできることとする。

3. 本件に係る申請先

(静岡県、長野県、新潟県以东の場合)

東京航空局 保安部 運用課 03-5275-9321 (平日 9:00~17:45)
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運用課 06-6949-6591 (平日 9:00~17:45)
090-5963-9643 (平日時間外・休日)

以上